

第3章

緑・緑地の配置等の方針



第3章 緑・緑地の配置等の方針

緑の将来像の実現に向けた基本方針を踏まえ、緑・緑地の配置等の方針を次のように設定し、このもとで保全、活用、整備または緑化を推進します。

1. 系統別の緑・緑地の配置等の方針

(1) 環境保全系統の配置等の方針

環境保全系統については、次の視点から重要な緑・緑地を抽出し、以下の方針のもとに配置等を図ります。

【緑地等抽出の視点】

- ①足利市の骨格を構成する緑地等
- ②良好な自然環境を形成する緑地等
- ③足利市の歴史・風土を表現する緑地等
- ④快適な生活環境の形成に資する緑地等

①足利市の骨格を構成する緑地等

○本市の骨格を形成する緑地としては、北部において仙人ヶ岳や深高山、行道山、石尊山などから尾根を構成し、市街地を縁取る山地、丘陵地の緑を位置づけます。これらの緑は、国土の保全や水源かん養など、環境保全の側面から多面的な機能を有していることから、その保全を図ります。

○水の軸としては、市の中央部を貫流する渡良瀬川を主軸に、小俣川、松田川、袋川等を位置づけます。これらの河川については、風の通り道となって環境負荷を低減させるなど、良好な環境を維持する上で重要であるため、その保全を図るとともに、水とのふれあいの場として貴重な水辺空間でもあるため、その活用を図ります。

○南部を中心とした市街地の周辺に広がる農地については、都市のヒートアイランド現象等都市気象の緩和や、保水性に優れ、国土保全に対して高い機能が期待される重要な緑地であるため、骨格を形成する緑地と位置づけ、都市的な土地利用との調整を図りながら保全を図ります。

②良好な自然環境を形成する緑地等

○良好な植物群落を形成している緑地として、仙人ヶ岳から赤雪山の一帯や名草弁天周辺、深高山一帯、両崖山から行道山などの尾根筋の緑、渡良瀬川などを位置づけます。これらは、野生生物の生息地や移動空間としても重要な緑地であるため、地域制緑地の指定等適切な担保手段を講じて、その維持・保全を図るとともに、必要に応じて施設緑地としての整備・活用を図ります。

○野鳥や昆虫の生息や休息のための中継地点となる緑地としては、松田川等の中小河川や都市公園、公共施設緑地、社寺境内地などを位置づけ、その保全を図ります。

③足利市の歴史・風土を表現する緑地等

○本市の歴史・風土を表現する緑地としては、足利学校・鎌阿寺のほか、市街地及びその周辺に点在する社寺境内地を位置づけます。これらの緑地は、文化財と一体となって、本市の香り高い歴史・文化を演出していることから、その重要性を共通の認識とし、地域制緑地の指定等適切な担保手段を講じてその維持・保全を図るとともに、それぞれの特性を活かした公

園等の施設緑地としての整備・活用を図ります。

④快適な生活環境の形成に資する緑地等

- 快適な生活環境の形成に資する緑地としては、風の通り道となる河川や市街地に残存する社寺林、農地など都市の気象緩和機能や大気保全機能を有し、都市環境を改善する上で重要な緑地と位置づけ、必要な担保手段を講じてその保全に努めます。
- 市街地に隣接する丘陵地や斜面緑地は、身近な空間にあって、豊かな自然環境を提供する緑地と位置づけ、都市的な土地利用との調整を図りながら保全に努めます。
- 市街地における身近な公園については、快適でうるおいある生活環境を支える重要な基盤と位置づけられることから、適切な配置による整備と保全を図ります。
- 道路や河川、公共公益施設の植栽地、住宅地の庭木や生垣、商業地や工場など民有地の緑については、良好な生活環境を形成する上で欠くことのできない緑と位置づけ、積極的な緑化を図ります。



(2) レクリエーション系統の配置等の方針

レクリエーション系統については、次の視点から重要な緑・緑地を抽出し、以下の方針のもとに配置等を図ります。

【緑地等抽出の視点】

- ①多様化するレクリエーション需要に対応した拠点的な緑地等
- ②誘致圏を考慮した身近な緑地等
- ③拠点となる緑地を結ぶネットワークの形成

①多様化するレクリエーション需要に対応した拠点的な緑地等

○本市に設置されている公園は、歴史・文化資源と一体となった大日苑や織姫公園をはじめ、自然散策等を楽しむことのできる足利公園や山前公園、自然観察・学習の可能な迫間自然観察公園、スポーツ・レクリエーションの拠点としての総合運動場など、様々なレクリエーション需要に対応した機能が整備されています。しかしながら、公園の配置は地域的な偏りがみられます。

○余暇・レクリエーションや休息、鑑賞や学習などの多様なレクリエーション需要に対しては、地域の拠点となる公園として近隣公園及び地区公園を位置づけ、各種機能をそれぞれの地域に分散配置することできめ細かな対応を図っていくこととします。

○市街地周辺に広がる農地については、土と親しむレクリエーション系統の緑地としての利用が期待できるため、営農者の意向を尊重しつつ必要に応じて都市公園の整備、あるいは貸し農園としての活用を積極的に図ります。

○健康志向の高まりに対応するため、散策路などを渡良瀬川を中心とする河川に配置し、緑化する幹線道路とあわせたネットワーク化を図ることとします。

②誘致圏を考慮した身近な緑地等

○身近な公園については、街区公園をはじめ、児童遊園や公共住宅幼児遊園などが配置されていますが、十分でないという声が少なくありません。このため誘致距離 250 mを目安として市街地内に街区公園を配置し、規模的にも代替可能な公共施設緑地の機能充実に努めることで、最も身近な公園・緑地としての利用を可能としていくこととします。

○やや規模の大きな地域の拠点となる公園・緑地については比較的整備が進んでいますが、その配置にやや偏りがみられ、望ましい配置とされる誘致距離 500 mを満たさない市街地の区域が残っています。特に地区公園については、南部の市街地には 1箇所も配置されていないことから、誘致圏からみて不足がみられる区域に近隣公園及び地区公園を配置し、地域の拠点的な公園・緑地を確保します。

○運動公園や総合公園などの都市の基幹となる公園については、量的には充足していますが、地区公園と同様に南部の市街地には、その配置はみられません。このため、運動公園とこれら機能を補完する地区公園を配置することとします。

○都市緑地については、工場等に隣接し、都市の防災性の向上や周辺環境との調和などに寄与する緑地として、その維持・保全を図ります。

○公共施設緑地については、都市公園に準じる機能を有しており、これらの不足する地域において身近なオープンスペースを提供していることから、その維持・保全を図ります。

○民間施設緑地であるゲートボール場や企業の開放施設などについては、継続的な市民への一般開放を進め、レクリエーションの場としての位置づけのもとで、取り込みをはかっていきます。

○各所に点在している社寺境内地については、児童遊園が設置されているものが多く、これまでも街区公園等に代わる身近な公園・緑地として機能してきたことから、今後もレクリエーション緑地としての位置づけ、機能の充実に努めます。

○以上の緑地により、市街地が概ね誘致距離 250 mの中に含まれるよう配置を図るものとし、身近な利用に応えていくこととします。

③拠点となる緑地を結ぶネットワークの形成

○緑地拠点間を結びつける水と緑のネットワークとしては、渡良瀬川を東西の水の主軸とし、各橋りょうで南北を結ぶ幹線道路を緑の主軸として構成します。また北部の市街地については、南北に配置される松田川等の中小河川と東西方向の幹線道路によって、南部の市街地については、東西に矢場川などの河川、南北方向の幹線道路によってそれぞれ格子状にネットワークを構成し、拠点的な緑地を結びつけることとします。



(3) 防災系統の配置等の方針

防災系統については、次の視点から重要な緑・緑地を抽出し、以下の方針のもとに配置等を図ります。

【緑地等抽出の視点】

- ①災害防止に機能する緑地等
- ②避難場所・避難路となる緑地等
- ③都市災害・公害の防止と緩和に役立つ緑地等

①災害防止に機能する緑地等

- 北部の山地の緑は、渡良瀬川流域における国土保全を図る上で重要な機能を有する緑地と位置づけ、その維持・保全を図ります。
- 松田川等の中小河川については、治水上の安全性を図る上で必要な緑地と位置づけ、河川空間の親水利用に配慮した整備を河川改修の際には関係機関に要請します。
- 南部を中心にひろがる農地や、市街地及びその周辺に残る樹林地は遊水・保水機能を有しており、治水安全上重要な緑地と位置づけます。このため、その機能を低減させることのないよう維持・保全を図り、災害の未然防止に努めていくこととします。
- 市街地においては、公共公益施設や民有地等における緑化の推進により保水機能を高め、雨水流出の抑制、水害負荷の軽減を図ります。

②避難場所・避難路となる緑地等

- 都市公園、学校教育施設等が指定避難所として位置づけられています。今後は、一時避難場所及び広域避難場所として、防災に適した植樹・植栽を行うなど避難場所に必要な機能の充実を図ります。
- その他の公園等については、阪神・淡路大震災時に小規模な公園でも避難地や災害の拡大防止等に十分機能したことを考慮し、災害発生直後、身近な危険回避の場となる一時避難場所、災害の拡大を防止する機能を有する緑地として位置づけます。
- 幹線道路を避難路と位置づけ、これらを中心とした道路緑化の推進に努めるとともに、民有地等における生垣化への協力を市民等に要請し、延焼防止と避難路の安全性確保を図ります。

③都市災害・公害の防止と緩和に役立つ緑地等

- 国道50号を中心とした交通量の多い道路については、これら沿道及び縁辺部において大気汚染や騒音・振動などの公害を軽減するため、道路空間の緑化を推進するとともに、住宅地における生垣化を促します。
- 事業所や工場の周辺の緑については、都市災害や公害を防止・緩和する緑・緑地と位置づけ、その保全を図るとともに、緑化されていない事業所・工場においては緑化を促します。

(4) 景観構成系統の配置等の方針

景観構成系統については、次の視点から重要な緑・緑地を抽出し、以下の方針のもとに配置等を図ります。

【緑地等抽出の視点】

- ①ふるさとの景観を構成する緑地等
- ②市街地の景観を向上させる緑地等
- ③魅力ある地区の景観を演出する緑地等

①ふるさとの景観を構成する緑地等

- 足利市のふるさとを感じさせる景観は、仙人ヶ岳や深高山、行道山、石尊山の山や、これによって形成される尾根の緑地が位置づけられます。これらの緑地は、市街地の背景となつて自然の豊かさを演出する要素であるため、その保全を図ります。
- 東山、浅間山、明神山などの小高い山は、市街地にあって自然的な目印となっています。これらの緑地についても、適切な担保手段を講じてその維持・保全を図ることとします。
- 渡良瀬川の水辺景観は、市街地を貫流する水の景観軸となって、本市の景観を構成する重要な要素と位置づけ、その保全を図るとともに、景観的な魅力を高めるための要素としての活用を図ります。
- 南部を中心に広がる田園風景は、都市化が進んだ本市にあって、空間的な豊かさやゆとりを感じさせる要素、ふるさとを感じさせる景観と位置づけ、その保全に努めます。

②市街地の景観を向上させる緑地等

- 市役所などの公共施設や総合運動場などの都市公園は、本市の目印となる景観要素であるため、緑豊かなまちづくりを先導する重要な拠点と位置づけ、より魅力的な市街地の景観を創出するため、さらなる緑化を推進します。
- 幹線道路及び河川については、水と緑の景観軸と位置づけ、河畔の緑地の保全を図るとともに、沿道の民有地も含めた緑化を推進します。特に県道足利・千代田線は、南北市街地を連絡する主軸と位置づけ、緑豊かな道路景観の創出を図ります。
- 中心商業地に配置される小公園は、市街化が進んだ中心部における貴重なオープンスペースであり、ゆとりある市街地景観を演出する空間と位置づけ、その維持管理を図るとともに、新たな整備に努めます。
- 工場敷地内の植栽地や周辺の緑は、安全性の確保と無機質で単調になりやすい景観の修景要素と位置づけ、その保全を図るとともに、事業者等に対し一層の緑化を促します。

③魅力ある地区の景観を演出する緑地等

- 住宅地の庭木や生垣は、緑豊かな居住環境を形成する重要な緑であるため、その維持管理・保全を促すとともに、こうした市民の主体的な緑化活動を支援します。
- 身近な公園や公共施設緑地、社寺林や市街地の樹林地は、日常的に眺めることのできる景観の目印となって、地区の魅力を高める要素と位置づけ、その維持管理・保全と活用を図ります。